２　特定大臣権限のうち経済産業大臣に属する権限は、特別社会基盤事業所在地を管轄する経済産業局長に委任する。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

３　特定大臣権限のうち国土交通大臣に属する権限は、特別社会基盤事業所在地を管轄する地方整備局長、北海道開発局長、地方運輸局長、運輸監理部長、運輸支局長又は地方航空局長に委任する。ただし、国土交通大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

４　法第七十四条第二項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち、法第五条の規定並びに法第六条、第九条及び第十条の規定（いずれも法第五条に係る部分に限る。）による権限は、特別社会基盤事業所在地を管轄する財務局長（特別社会基盤事業所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

**附　則**

（施行期日）

１　この政令は、法の施行の日（令和八年十月一日）から施行する。

（外国人育成就労機構に関する経過措置）

２　出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六十号）の施行の日の前日までの間における第一条第二項の規定の適用については、同項中「外国人育成就労機構、株式会社国際協力銀行」とあるのは、「株式会社国際協力銀行」とする。

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之

---

サイバーセキュリティ基本法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月二十三日

内閣総理大臣　高市　早苗

**政令第四十八号**

サイバーセキュリティ基本法施行令の一部を改正する政令

内閣は、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和七年法律第四十三号）の施行に伴い、この政令を制定する。

サイバーセキュリティ基本法施行令（平成二十六年政令第四百号）の一部を次のように改正する。

第六条を削る。

**附　則**

この政令は、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（令和八年十月一日）から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗

---

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令及び防衛省職員の災害補償に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月二十三日

内閣総理大臣　高市　早苗

**政令第四十九号**

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令及び防衛省職員の災害補償に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第九十五号）の一部の施行に伴い、並びに防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十四条第二項において読み替えて準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十条の五及び第十三条の二第一項並びに防衛省の職員の給与等に関する法律第二十四条の二第五項、第二十四条の五、第二十四条の六、第二十五条第六項、第二十五条の二第五項、第二十七条第二項、第二十七条の四第一項及び別表第二備考㈢の規定に基づき、この政令を制定する。

（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正）

**第一条**　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「の各号」及びただし書を削り、同項第一号中「占め、かつ、同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の㈡欄に定める額の俸給の支給を受けていた期間が二年以上である」を「占める」に改め、同項第二号中「占め、かつ、同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の㈢欄に定める額の俸給の支給を受けていた期間が二年以上である」を「占める」に改める。

第八条の三第二項中「㈢欄をいう。」の下に「第八条の五第四項第二号及び」を加える。

第八条の五第三項中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改め、同条に次の三項を加える。

４　法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十条の五第一項の政令で定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、同項の政令で定める額は、当該職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される俸給表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準俸給月額のうち、法第四条の二第三項の規定によりその者の属する職務の級に応じた額

二　自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された職員　自衛官俸給表の再任用職員の欄に掲げる俸給月額のうち、その者の属する階級に応じた額

三　法附則第五項の規定の適用を受ける職員　当該職員に適用される俸給表の俸給月額のうち、法第四条の二第三項の規定によりその者の属する職務の級並びに法第五条第一項（第二号及び第四号に係る部分を除く。）の規定並びに同条第二項において準用する一般職給与法第八条第七項及び第八項の規定によりその者の受ける号俸に応じた額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）